事件・事故等安全緊急体制・連絡体制図

代表取締役社長　福田　光一郎

指　示　　報　告

安全統括管理者　須　藤　　直
運 行 管 理 者　運行管理係長
整 備 管 理 者　係　　長
事故処理担当者（苦情処理担当者）　事務所係長

指　示
状況確認　　報告(連絡)

乗務員(ドライバー)

・負傷者の救護
・二次災害防止措置
・救急119番、警察110番への連絡

ドライバーがケガをして病院へ搬送された場合
ドライバーの家族に連絡

報　告
（社長が報告をすることが難しい場合、代理で報告）

東北運輸局　青森運輸支局
保安担当　TEL　017―715―3320
速報対象事故・事件」は下記を参照

連　絡

各警察署・各消防署
110番・119番

連　絡

東京海上日動　0120―119―110

連　絡

整備工場または車両メーカー

■　下記「速報対象事故・事件」は発生後すみやかに
運輸支局へ連絡。支局へ連絡がつかない場合は運輸局へ連絡。

東北運輸局　　青森運輸支局
保安担当　　ＴＥＬ０１７―７１５－３３２０
時間外電話　　ＴＥＬ０９０－７３３９―２９１４

東北運輸局自動車技術整備保安課
ＴＥＬ０２２－７９１―７５３４
青森運輸支局　　ＴＥＬ０１７―７３９－１５０６

「速報対象事故・事件」

特定重大事故及び重大事件の報告事項
①事件種別（特定重大事件のみ）②事件概要③被害の概要④事業者名
⑤発生日時⑥発生場所⑦被害車両の情報⑧警察への届出の有無及び警察　　の対応状況⑨情報入手先⑩その他把握している事項⑪今後の対応
⑫緊急連絡担当者名及び連絡先
※第１報後も把握した情報を速やかに報告

予告時の報告事項
①事業者名②受信日時、発信者、受信方法、受信回数等③予告日時
④情報入手先⑤警察への届出の有無及び警察の対応状況
⑥その他把握している事項⑦今後の対応⑧緊急連絡担当者名及び連絡先
※第１報後も把握した情報を速やかに報告

・消費者重大事故等
ア　旅客自動車運送事業者の乗客に1名以上の死者又は重傷者を生じた事故
イ　アに該当する事故を発生させるおそれがある事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触したものであって、乗客が乗車中のもの）

■　速報対象事故・事件の詳細

※特定重大事故
ア 旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者
　ⅰ 乗客に1名以上の死者を生じた事故
　ⅱ 乗客に5名以上の重傷者を生じた事故
　ⅲ 乗客に10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じた事故
イ その他社会的影響が特に大きいと認める事故
　（例：事故に関し、報道機関による報道で大きく取り上げられたとき等）

※重大事故
ア 旅客自動車運送事業者又は自家用車有償旅客運送者
　ⅰ 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
　ⅱ 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
　ⅲ 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
　ⅳ 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じた事故
　ⅴ 転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故
　ⅵ 酒気帯び運転（一般乗用旅客自動車運送事業者にあっては、酒気帯び運転を伴う事故）
　ⅶ 自然災害に起因する可能性のある事故
　ⅷ その他社会的影響が大きいと認める事故
　（例：事故に関し、報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき等）

※特定重大事件
自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者に係るバスジャック、施設の不法占拠、爆弾又はこれに類するものの爆発、核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布、その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって社会的影響が特に大きいと認めるもの（例：報道等で大きく取り上げられた事件）

※重大事件
特定重大事件以外の次の事件
ア 一般乗合、一般貸切、特定旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者
　ⅰ 乗客、乗員に死者が出た事件
　ⅱ 乗員による業務中の暴行事件
　ⅲ その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって社会的影響が大きいと認めるもの（例：報道等で大きく取り上げられた事件）